

第 376 回(令和 8 年9月)定例会

会派提案意見書案

番号	件 名	提出会派
意1	自衛隊員の処遇改善及び退職自衛隊員の再就職支援の充実を求める意見書	自民
意2	ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書	自民
意3	感震ブレーカーの普及・啓発及び設置に係る国の支援を求める意見書	維新
意4	ひとり親家庭の養育費履行確保支援に係る国の支援の拡充を求める意見書	維新
意5	エネルギー価格及び物価高騰対策としての重点支援地方交付金を求める意見書	公明
意6	公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書	公明
意7	民事法律扶助制度における委任困難の解消を求める意見書	県民
意8	労使双方の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の尊重を求める意見書	県民

意見書案 第 号

(自由民主党)

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛隊員の再就職支援の充実を求める意見書

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く環境は厳しく複雑な局面を迎えている。我が国周辺での軍事活動の活発化や緊迫する国際情勢に鑑みれば、国民の生命・財産を守り抜く自衛隊の役割はかつてないほど重要性を増している。

そのような中、自衛隊員の充足率は深刻な状況にあり、少子高齢化による採用難に加え、任期制を含む隊員の中途退職に歯止めが掛からない現状は、国防の根幹を揺るがしかねない危機的状況である。

特に、自衛隊員特有の 24 時間態勢での勤務や頻繁な転勤、駐屯地・基地内の隊舎における特殊な生活環境などは、職務の性質上必要なものである一方、現代の価値観や生活様式との乖離があり、生活・勤務環境の改善と特殊な勤務環境に見合った俸給体系の抜本的見直しが急務である。

また、地域人材の確保と活用という観点からも、若年定年制及び任期制により退職する自衛隊員の再就職支援は極めて重要である。高い規律心と専門能力、そしてチームワーク力やリーダーシップを備えた退職自衛隊員は、県内企業や地方公共団体の防災部門等においても即戦力となる貴重な人材である。これらの有為な人材が、退職後もその能力を存分に発揮し、本県を含む地域社会に貢献し続けられる環境を整えることは、現役隊員の将来不安を払拭し、ひいては入隊意欲の向上につながるものである。

よって、国においては自衛隊の人的基盤を強化し、隊員が誇りと希望を持って任務を全うできるよう、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 自衛隊員の恩給制度の創設について検討すること。
- 4 退職自衛隊員の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及ぶと推計されている。また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の本人及び家族の高齢化が進んでおり、80代の親が50代となったひきこもり状態の子供を支える、いわゆる「8050問題」が社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、同法は主として子供・若者を対象とした施策の推進を目的としており、法律に基づく施策では、40歳未満までの者が「若者」として想定されているため、近年増加している中高年層のひきこもりへの対応を直接の対象として制定されたものではないこと。また平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

本県においては、ひきこもり総合支援センター等を設置し、相談や居場所づくりなど市町とともに支援の取組を促進してきたところであるが、同様の体制を整備している地方公共団体は一部にとどまっており、地方公共団体間での格差が生じている。

よって、国においては、ひきこもり支援を社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設け必要な施策や支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況に関わらず、全国どこでも必要な支援を受けられるよう、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

感震ブレーカーの普及・啓発及び設置に係る国の支援を求める意見書

国の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」（令和 7 年 12 月）では、感震ブレーカーの普及が進むことで、大規模地震が発生したときの通電火災による焼失棟数を大幅に削減できることが示されている。

阪神・淡路大震災を引き起こした活断層の割れ残り、南海トラフ巨大地震等に備えるためにも、通電火災から命・住まい・地域を守る対策として、感震ブレーカーの設置の促進は不可欠で、国を挙げて推進すべき課題であるが、令和 7 年内閣府調査で全国設置率はわずか 6 % である。

総務省消防庁は令和 7 年度補正予算において、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付けについて計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行うこととなったが、その範囲や内容はさらに拡充すべきである。

このため、国においては下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 感震ブレーカーを普及・啓発する施策を進めること。
- 2 感震ブレーカーの設置に関する現行の補助対象地域の範囲を拡大し、補助内容の拡充を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

ひとり親家庭の養育費履行確保支援に係る国の支援の拡充を求める意見書

児童扶養手当受給者を対象とした兵庫県の令和5年度ひとり親家庭実態調査によると、世帯年収 200 万円未満の母子家庭の割合が過半数の 50.2%となっている。離婚等で養育費の取り決めをしていない母子家庭が 55.4%と半数以上を占める。また、養育費を相手から受けたことがない母子家庭が 50.9%と半分以上を占める。

このように母子家庭は経済的に困窮しており、多くの世帯で養育費の取決めが行われておらず、また養育費を受け取っていない状況にある。養育費が受け取れないことが、子供の貧困やヤングケアラーの問題の主な原因になっていると考える。

県は町に対し、公正証書作成等にかかった経費、保証会社と養育費保証契約締結の際の初回保証料を補助しているが、利用が極めて低調である。

このため、国において下記の支援を要望する。

記

- 1 母子家庭などひとり親家庭の子供のための養育費支援事業を国において普及啓発を進め、利用が低調な現状を改革すること。
- 2 ひとり親家庭に伴走し、支援の最前線に立つ県・市の福祉事務所の母子・父子自立支援員、配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員、市町こども家庭センター職員など、多職種の方々、さらに、ADR実施団体、養育費保証会社、親子交流支援団体などの民間支援団体等との連携の場や仕組みを国としても全国規模で構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

エネルギー価格及び物価高騰対策としての重点支援地方交付金を求める意見書

現在、我が国では、長引くエネルギー価格の高騰や食料品をはじめとする物価高騰が続いており、県民生活及び地域経済に深刻な影響を及ぼしている。家庭においては、電気・ガス料金や食料品価格等の上昇により家計負担が増大している。また、事業所においては、原材料費や燃料費、光熱水費等の上昇が続く中、取引環境や価格競争の影響から十分な価格転嫁ができず、厳しい経営状況に置かれている。

国においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域の実情に応じた支援策を講じてきたところである。しかしながら、物価高騰の影響は長期化しており、家庭や事業所が抱える負担は依然として大きく、継続的な支援が求められている。

各自治体においては、限られた財源の中で、県民生活の安定と地域経済の維持を図るため、それぞれの地域の実情に応じた支援策を展開しているが、多様化・増大する支援ニーズに対し、現行の交付金規模では継続的な対応が困難な状況にある。今後も物価高騰の影響が続くことが見込まれる中、地域の実情に即した支援を機動的かつ継続的に実施するためには、地方自治体に対するさらなる財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、重点支援地方交付金について、必要な予算を十分に確保するとともに、速やかに配分されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

公立病院等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

令和8年度診療報酬改定では、全体で2.22%の引き上げが実施されたものの、人材確保に向けた処遇改善としては不十分であり、急激な物価や輸送費の高騰も相まって、全国的に公立病院等は依然として厳しい経営を強いられている。

公立病院等は、へき地等における医療や、採算性の観点から担い難い救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、さらには高度先進医療など、民間病院では対応が困難な医療の多くを担う「地域の三次救急医療の最後の拠り所」である。

こうした公立病院等の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の資金を拠出している。公益社団法人全国自治体病院協議会が令和8年8月に実施した調査結果によると、令和7年度決算では、公立病院等の多くが自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となり、本県の県立病院も令和7年度決算における純損失が125億円となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての公立病院等の役割を果たしていくことは出来ず、今、まさに地方の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、国におかれては、地方の公立病院等が医療サービスを持続的に提供できるよう、次の事項について早急かつ具体的に検討・実施することを強く要望する。

記

- 1 公立病院等の経営安定化を図るため、診療報酬について、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 2 公立病院等の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。
- 3 救急医療、高度先進医療などの地域に不可欠な医療サービスを提供する公立病院等に対しては、診療報酬の引上げでもなお十分に対応できていない部分は、繰出基準の改正と地方財政措置の充実強化を図るなどの支援策を講じること。
- 4 公立病院等の経営基盤を強化し、地域医療を持続させるため、不採算医療、政策医療に対する繰出基準の充実強化と地方財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

民事法律扶助制度における委任困難の解消を
求める意見書

法テラス（日本司法支援センター）が提供する民事法律扶助制度は、資力に乏しい者が弁護士に依頼するための費用を立て替える重要な制度である。しかし、県や基礎自治体の現場では、制度の利用を案内しても、扶助事件であることを理由に弁護士への依頼に困難が生じるケースが増加している。

特に、事件類型的に弁護士にとっても慎重かつ負担の重い対応が求められるDV（ドメスティック・バイオレンス）を伴う離婚のケースや、案件の種別を問わず依頼者に何らかの障害がある場合に顕著である。

このような事態が生じる原因は、比較的業務負荷の大きい案件である一方、民事法律扶助制度上弁護士が受領する報酬単価が著しく低廉に設定されていることに加え、案件の困難性が報酬に十分に反映されていないために生じる構造にある。

このため近時、法テラスとの基本契約を解約して依頼時に民事法律扶助制度が利用できない弁護士が増加しつつある。日本弁護士連合会も、2024年2月の意見書において、地域によっては法テラス契約弁護士数が横ばいまたは減少傾向にあることを指摘している。また、解約はしないまでも受任事件数のうち扶助事件の件数上限を設定する弁護士も散見される中、本件はこうした全国的傾向の中で兵庫県においても現実化しているものである。

その結果、配偶者暴力相談支援センター（女性家庭センター）、障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談窓口等の自治体の相談機関が住民を弁護士へつなごうとしても受任に至らないため、最悪の場合、弁護士の助力なく、住民本人が交渉、調停、訴訟等の紛争解決に臨むことを余儀なくされるなど、本当に支援が必要な人が、深刻な司法アクセスの阻害に直面している。

こうした事態が改善されなければ、成年後見制度の申立支援、犯罪被害者支援、ひとり親家庭等特別相談等、必要な住民を民事法律扶助の利用を通じて弁護士へつなげることを前提としたあらゆる住民支援政策全体が早晚停滞することになりかねない。

よって、国におかれては、民事法律扶助制度の報酬単価の引上げ、困難案件への加算制度の創設、扶助費と償還費を切り分けた一部償還免除制度の創設など、資力に乏しい住民が、困難な事案であっても確実に弁護士による支援を受けられる体制を維持するための環境整備を至急進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労使双方の声を尊重した労働時間法制の実現とILO
三者構成原則の尊重を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過したが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、質の高い多様なライフスタイルを実現すること」は、いまだ道半ばである。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するためには、働く者の健康確保を前提に、現場の実態や労使双方の意見を踏まえ、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間法制の整備と生産性向上を両立させることが必要である。

よって、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、下記事項に適切に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 時間外・休日労働の上限規制の実効性を検証するとともに、連続勤務の抑制、勤務間インターバル制度の普及促進及びいわゆる「つながらない権利」を含む勤務時間外の連絡の在り方について、現場の実態や労使双方の意見を踏まえ、働く者が休息と生活時間を十分に確保するために必要な法整備を行うなど、「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法整備を行うこと。
- 2 裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和など長時間労働につながりかねない制度の見直しは慎重に行うこと、また、働く者の健康確保と長時間労働の防止を前提とし、現場の実態や労使双方の意見を十分に踏まえ、労働時間の短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。
- 3 労働者の健康確保とディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現するためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導体制の充実を図ること。併せて、法令遵守に取り組む事業者、とりわけ中小・小規模事業者に対する相談、助言及び支援を充実させるなど労働基準監督署における適正な指導・監督体制を維持・充実すること。

- 4 「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、公益、労働者及び使用者の各代表の意見を十分に反映させ、三者構成原則の趣旨を尊重した透明かつ慎重な合意形成に努めるなど労働政策の決定においてILO三者構成原則を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。